

平成 26 年度第 2 回（平成 26 年 9 月 9 日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（8 名）

雪嶋会長、糸賀委員、中村委員、成瀬委員、岸本委員、齋藤委員、佐竹委員、  
松井委員

図書館側委員（4 名）

藤牧中央図書館長、柴資料係長、喜多利用者サービス係長、佐藤こども図書館長  
図書館事務局（3 名）

大瀧管理係長、萬谷管理係主査、管理係佐藤

2 場所 中央図書館 4 階会議室

3 議事内容

これからの図書館サービスのあり方について

【 会長 】

おはようございます。それでは、今年度、第 2 回の運営協議会を開催したいと思います。  
この会議は公開になっておりまして、傍聴者の方がいます。

本日は、新田委員と大久保委員の 2 名からのご欠席のお知らせがありましたので、2 名  
欠席ということですが、この会は成立しております。

それでは、きょう、すでに配られております次第に沿っていく予定でしたがこの次第を  
変更して、進めさせていただきたいと思います。

協議事項は、3 点でしたが、そのうちの 2 番目の、新たな協働と連携による図書館サー  
ビスの充実については、報告事項ということになると思いますので、まず、これを済ませ  
て、その後に協議事項の（1）と（3）のほうに行きたいと思います。特に、（3）のほう  
がメインな議題ということになると思いますので、そちらの方に時間を取りたいと思  
いますので、よろしくお願い致します。

それでは、まず、新たな協働と連携による図書館サービスの充実についてというところ  
を、ご報告いただけますでしょうか。

【 図書館側委員 】

はい。それでは、皆さん、おはようございます。新たな協働事業ということで、お手元  
に本日、配らせていただいておりますが、協働事業提案制度による平成 27 年度実施事業の  
募集というこちらの資料をご覧くださいと思います。

新宿区には協働事業提案制度というのがございまして、中央図書館から協働の提案の事  
業を提出しております。具体的な内容は、テーマ 3、新宿区の地域情報資源、地域資料等  
の組織化事業という名称事業です。地域資料を NPO と協働をすることによって、区民から

幅広く集める、そういったシステムをつくっていききたいという趣旨で出しております。

こちらの提案ですが、図書館法の第3条に郷土資料、地方行政資料などを収集するという規定がございまして、今までも、中央図書館には地域資料室を設置してまいりましたが、これは大変、新宿区立図書館として重要な使命ということで取り組んでまいりましたが、寄贈されたものや販売されてる資料しか入手できないという状況にあります。また、収集した資料につきましても、分類、登録、排架までの作業が難しいということがありまして、区立図書館としての本来的な機能に支障が出ているということから課題として提案を出しております。

また、区民との関わりにつきましても、図書館だけでなく、協働によって区民自身が幅広く、他の区民や地域社会に呼びかけ、協力を求めて、区民の力で資料を収集するための組織化を行い、仕組みも構築していきたいということを考えております。区民が主体となった団体などと図書館が、共に分類、登録、排架をして、提供までを行なうことで、一緒に地域資料の充実を目指していく。そして、新宿を愛する心、郷土愛を醸成していこうというようなどころまで目的としております。

最終的には、目指す終了後の姿と致しましては、新宿区民や組織が地域に関する資料を出したならば、新宿区立中央図書館に寄贈しようと、こういう機運を高めていきたいということで、今回、提案を致しております。

こちらの事業の流れにつきましては、また、最初のページにお戻りいただければと思います。こちらの提案制度は、区が提案をしたことについて、NPOなどの専門な知識のある団体から応募を求めて、協働という形で進めていくことになっております。

それで、協働の基本原則というところで、2ページ目をご覧くださいければと思います。新宿区の基本原則と致しましては、「新宿区の地域と協働推進計画」があり、さまざまな主体が協働する際の原則が明確になっております。そこで相互理解、自主自立、対等な関係、あと、目的の共有、公開性、関係の見直しというような原則を、掲げております。

事業の流れとしましては、新宿区立中央図書館から、この事業を、5月頃に提案として出しました。それに対しまして、NPOなどの募集を行い、6月25日までに1団体、としょかん支援クラブという団体が応募をしてくださっております。

そして、7月23日に第一次審査があり無事、通りまして、9月3日、つい先日ですが、第二次審査として公開プレゼンテーションが行われました。これは、地域資料の組織化をいかに、自分たちが進めていくか、そして、それによって地域社会がいかに活性化されるかなどを、プレゼンテーションしたものです。具体的には、新宿区の地域資料情報資源の組織化事業ということで、サブタイトルに図書館とつくる、人、街、つながるナビという名称をつけて、としょかん支援クラブのほうから提案が行われました。

結果につきましては、まだ審査ということで、実際に地域資料の協働事業ができるかどうかは、10月の初旬までに決定ということになっております。現状と致しましては、新宿区での協働事業の枠が二つしかないところに、6団体が競っており、図書館の地域資料の

団体については、としょかん支援クラブだけです。こういった状況ですので、もし、残れば、協議をへて、一応、10月までに連絡が来るということになっております。選考結果の区長報告がありまして、選考結果の公表は平成27年、来年の2月になります。

それから、4ページ目に入りますが、もし、ここで選ばれたならば、3年間の事業が始まります。1年目が業務委託とか、協働事業の協定書などを作る予定で、平成27年4月～28年3月までということで、事業を実施していきます。そして、終わった段階では、第三者評価の実施などが行われまして、事業報告などが平成28年4月～5月ということになっております。こちらが1年目。

続きまして2年目も同じように事業を実施していきまして、第三者評価の実施、事業報告会というように流れていきます。

3年目は、2年目と同じ流れになるということですが、最終的に3年目が終わったところで、事業終了後の取り扱いについて、区が総合的な判断をするということになっております。

応募のあった団体は、としょかん支援クラブという団体です。こちらの団体は学芸員や、新宿区立図書館で働いたことのある司書の方で構成されている団体で、NPOとして活動されています。

対象となる協働事業については、公益的社会貢献事業で、地域課題、社会課題の解決に向けてというようなことになっております。

あとは、7ページになりますが、事業期間および新宿区の経費の支出ということになっておりますが、一応、最長3年間、1事業当たり年間330万円を限度として支出することになっております。もし、選ばれたならば、1年間に330万円の予算が支出されまして、地域資料を組織化していくような事業が行われるというようなことになっております。

以上、雑駁ではありますが、プレゼンテーションが終わりまして、今、結果待ちをしているところですが、地域資料の充実に向けまして、このような取り組みも行っております。以上、報告させていただきました。

#### 【 会長 】

ありがとうございました。まだ、審査中ということですが、報告事項とさせていただいたんですけど、何か、これについて質問、ご意見等ありましたら、いただきたいと思いません。

#### 【 運協委員 】

これはなかなか面白いと思います。今、14ページの一番最後の目指す終了後の姿という所で、地域に関する地域資料を出版社が発行したなら、新宿区立中央図書館に寄贈するという意識を浸透させるという狙いについて、私が前から言っているとおり、区の条例にしたほうが良いと思うんですね。

つまり、国の本については、国立国会図書館が収集するというので、納本制というのが国会図書館法で規定されているんですよ。だったら、これは新宿区の、いわば、納本条例のようなものを制定する。もちろん、これは罰則規定なんて、一切要らないし、罰則をするつもりはないんですが、ただ、区民の意識を高めるという意味で、議会がこれを議決するというこの意味はすごく大きいと思います。

それから、全国には、え、こんなの条例にしているのみたいな条例がたくさんあるんですよ。栃木のどこかでは、子どもを必ず、1回褒めるという子ども条例とか、そういうユニークな条例が、実は、かなりあるんですよ。みんな、罰則規定なんて、もちろんありません。

だから、ここまでお書きになるのであれば、私は、全国で最初に、新宿区が納本条例を定める。ここに出版と書いてあるためにハードルが高くなってしまおうのですが、そうではなくて、お知らせ、ニューズレターとか、サークルの中で身内の会報を出していると、そういうものは新宿区で生活し、仕事をし、生きていた人たちの記録なんですよ。こういうものはなかなか、本になったり、出版されない貴重な記録なんですね。

それから、前も言っているとおり、学校の卒業記念文集とか、例えば、遠足とか、文化祭とかやったときの、そのパンフレット類だとか、そういうものっていうのは、多分、50年、100年たったときに、かつて、新宿でこういう子どもたちやこういう人たちが暮らしていたということを示す、ものすごく貴重な記録になると思いますね。それは、新宿区の図書館でなければ、集められないんですよ。

趣旨は私も大賛成で、いいと思うので、ぜひできれば、こういうものをきちんと条例化して、議会で議決をし、区民の意識をもっと高めるということも併せて、お考えいただければと思います。

#### 【 会長 】

その他、よろしいでしょうか。では、今の条例化するべきというご意見ですけど、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。この事業ですけど、ぜひ、通って、この次の回に報告していただけるように、頑張っていたきたいと、よろしくお願ひ致します。

それでは、次第の今度は1番目のほうに戻りまして、仮称下落合図書館の整備に向けた基本計画についてということですが、これについて、まず、資料の説明からしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 【 事務局 】

まず資料を確認します。すでに、仮称下落合図書館関係の資料を送らせていただいております。地域説明会のA4両面が1枚と、地域懇談会はA4両面1枚およびA3両面1枚、ございますでしょうか？これから、そちらの資料を使って説明させていただきます。

去る7月11日に、仮称下落合図書館と併設する施設全体の地域説明会を、その約一月後

の8月8日に、仮称下落合図書館の地域懇談会を開かせていただきました。

まず、7月に開かれた地域説明会から報告させていただきます。A4の両面刷の仮称下落合図書館等建物の基本設計等地域説明会の結果報告という資料をご覧ください。

こちらの地域説明会につきましては、7月11日金曜日18時から、落合第一地域センターの3階で開催し、区民の方33名のご参加をいただきました。当該施設は図書館をはじめとしまして、土木関連の事務所とか、防災倉庫なども計画されているため、まず、各部署から基本設計の概要について、それぞれ、説明をさせていただきました。図書館部分については、藤牧中央図書館長から説明をさせていただきました。

そして、その後、参加者の方々との質疑応答や意見交換を行いました。図書館部分の質疑応答につきましてはお手元の資料にまとめさせていただきましたので、簡単に報告させていただきます。

まず各常任委員会、教育委員会で、前回の説明会開催の報告をしたときに、委員から何か質問事項がありましたかという質問がありました。これに対して、まず、教育委員会では、説明会開催の周知を迅速に、多くの人に知らせる努力をすることと、介護施設と土木の車両の出入りについて基準どおりであるかどうか、安全対策は万全にという話が出ました。また、委員会では、図書館の運営が指定管理者になることの確認と、指定管理者になった場合には、利用者からの運営面での要望を反映できるようにしてほしいというような話がありました、という回答を致しました。

続きまして、次のページをごらんください。番号としては、15番です。前の中央図書館は広がったが、今度は面積が狭くなるようである。面積の算定基準を教えてくださいという質問がありました。この質問に対し、図書館の面積の算定では、地域の利用登録人数、利用実績などを考慮し、仮称下落合図書館は、地域館としては、四谷、戸山に次ぐ面積規模となる予定であるという回答を致しました。また、仮称下落合図書館の計画については、区のホームページの中で紹介していますというお話もさせていただきました。

図書館部分については、以上のような質問でした。最後に、一カ月後に開かれる地域懇談会のお知らせをさせていただきました。

また、図書館以外につきましては、主な意見を簡単にご紹介させていただきます。建物の1階が高くなっているのはなぜなのかということや、土木事務所のごみや危険物について、また、保育園の出入り口の案について、トラック等、土木関係車両が通るものですから、こちらについてはかなり質問が出ました。これらの質問や回答につきましては、お配りした資料にまとめさせていただいてますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、8月に開催した地域懇談会について報告させていただきます。資料としましては、A4の仮称下落合図書館の地域懇談会の結果報告。もう一つ、A3の表裏の資料がありますので、そちらをご覧ください。

地域懇談会につきましては、8月8日金曜日の18時半から、落合第一地域センターの3階で開催し、区民の方13名の参加をいただきました。当日は、館長あいさつ、図書館職員

紹介の後、議題に入りまして、まず、下落合図書館の地域の特色についての説明を行いました。そのときの資料は先ほどお渡ししました、A3の横、表裏の資料となります。

簡単に、懇談会でお話しした内容を報告させていただきます。まず、A3の資料の表面の右側には建物の概要としてL字型の建物になります、あとは、各階の配置、設備が簡単に説明させていただきました。そして、その次に、資料の裏面、左上部分で、仮称下落合図書館の各コーナー面の広さを説明させていただきました。

例えば、1階には新聞・雑誌コーナー、視聴覚コーナーなどがあります。3階には、一般図書コーナー、一般閲覧席、児童コーナー、ヤング・アダルトコーナーなどがございまして、総面積は1068㎡になる計画ですという説明を致しました。また、大きな特徴としては、入り口付近にオープン・ライブラリーという開放的なスペースを設けるという話をさせていただきました。

そして、仮称下落合図書館については、旧中央図書館の跡地にできることから、旧中央図書館の平成24年度の利用実績を、参考として説明させていただきました。こちらでは、旧図書館の面積、分類別所蔵資料数と貸出実績、利用登録者数、入館者数、予約資料、受取件数などを、説明致しました。

次に、資料の右側の部分の地域の特色としまして、下落合地域の人口構成や産業分類別事業所数、および、最寄り駅や文化教育施設情報などを、説明させていただきました。また、地域には四つの小学校や一つの中学校があるということ、そして、下落合地域の主な特徴としましては、世代別で、30、20、40という順で多く、比較的若い世代が多い地域となっているというお話をさせていただきました。

このような説明をさせていただいた後、テーマを三つに分けて、参加の方々から、ご意見・ご要望をいただきました。こちらの三つのテーマにつきましては、A3資料の表面の左側、2番、ご意見・ご要望という所で、1、図書館資料について、2、各コーナーのスペースの活用方法について、3、図書館サービスについてという、三つの項目の、意見交換が行われました。いただいた意見・ご要望、回答は、一つ前のページのA4、仮称下落合図書館の地域懇談会の結果報告という資料の表と裏に簡単にまとめさせていただいております。

いただいたご意見・ご要望を簡単にご紹介させていただきますと、まず、図書館資料につきましては、資料は新たに購入するののかということや、資料点数について、辞書類が欲しいという要望もありました。また、雑誌の種類はどれぐらいになるんでしょうかという質問もいただきました。二つ目の各コーナー・スペースの活用については、雑誌コーナーについて、どれぐらいの広さがあるのか。こちらにつきましては、大体小学校の教室ぐらいの広さをイメージしていただければというお話をさせていただきました。

それから、カフェの設置についての質問や、介護施設、地場産業コーナーについての質問、あとは、図書館部分の面積の決め方についての質問、休憩室や談話室についての要望、資料裏側に移りまして、パソコン席やWi-Fiについての要望、また、エレベーター内に鏡を付けてほしいという要望、授乳室についての要望、児童コーナーのあり方、また、屋上

についての要望が出ました。

三つ目の図書館サービスにつきましては、本を入れるバッグや読み聞かせへの要望、また、子どもたちの情報収集法について意見や要望では、安易に情報収集するのではなくて、しっかり考えて情報収集させる能力を、子どもたちに身に付けたいという希望がありました。また、今回の下落合地域の指定管理者はどのように選定するのかという質問や、図書館や利用者同士の交流について、意見を伺いました。そして、地域懇談会の内容をホームページや教育委員会、文教子ども家庭委員会などでしっかりと報告してほしいという要望をいただきました。それぞれの回答は右の欄に記載してありますので、ご参照いただければと思います。

以上、参加者の方々から、たくさんのさまざまなご意見・ご要望をいただきまして、予定時間の2時間を10分延長し、地域懇談会は終了させていただきました。7月の地域説明会と8月の地域懇談会の報告は以上となります。

#### 【 事務局 】

お配りしているA3の資料には訂正箇所があります。旧中央図書館の床面積ですが、今の面積を書いてしまいまして、正しくは旧中央図書館の床面積は5197㎡、中央図書館が4674㎡、子ども図書館が523㎡です。地域懇談会で、区民の方にもお渡ししてしまいましたので、地域懇談会の内容を、ホームページにあげる時に併せて、一部修正ありますという注釈を入れる予定になってます。以上です。

#### 【 会長 】

ありがとうございました。仮称下落合図書館について懇談会と、それから、地域説明会ということですが。これについて、ご意見・ご質問、特に、この会では運用面についてのご意見・ご質問をいろいろいただいております。下落合図書館については、多くのご意見をすでに、この会でいただいております、そのご意見を反映できるようにということで、今、計画がされておりました。基本的な設計ということで、この会ではこの図面って、初めてでしたっけ？すでに、この図面は出ていたんでしたっけ？前に1回やろうとして、中止したとこ……。

#### 【 図書館側委員 】

そうですね。大変失礼しました。まだ図面はお渡ししていません。

#### 【 会長 】

それでは改めて、ご意見・ご質問等いただきたいと思いますので、よろしく願い致します。はい、どうぞ。

## 【 運協委員 】

交流スペースを充実してほしいということが、地域の方々の要望だと思うのですが、このことに対する回答が非常にそっけないものでかわいそうだなという気がします。下落合図書館は、合同庁舎みたいなものですから、例えば、会議室などは、共同で使うような形で、みどり土木のほうと図書館が両方使えるというようにして、何らかの形で、交流スペースという場所を確保して、できれば、カフェみたいな形で、1時間ぐらいい図書館に滞在できる方向性が、私はいいと思うんです。

そのためには、資料の充実ということで、本をいっぱい集めれば、図書館の使命は達成されるという、いわば、今までの概念がありますが、充実は結構ですが、あまり利用されない本が並んでいて、人間のほうがむしろ小さくなっていて、本が主体になっているという一面も、今まであったんだと思うんですね。年に1回も利用されていない本がいっぱい並んでいるために、人間のほうが窮屈になっているという部分もあるため、資料の充実を優先順位から若干落として、スペースを確保して、カフェなどを作って、そこからいろいろな形で人間が触れ合えるという方向性に持っていったほうがいいと思います。

それから、もう一つは、ここは安全の問題がいろいろ出てますね。介護施設で入り口がどうのこうのという、あるいは、交通量がどうのと。それに対して、図書館長は非常に的確なご発言があるんですけども、もう一人、みどり公園課長のほうは、安全認識が、当事者であるにもかかわらず、非常に甘いと思われるんですね。土木のトラックが9時に出て、昼戻り、夕方帰るので、あんまり出入りしてないから関係ないようなことをおっしゃっているのですが、実際、保育園で定員が130人を超えると、大規模な保育園になります。そこに、2歳児、3歳児ぐらいの子らが出てくると、トラックからは、全然見えませんよね。そのようなことで、事故が起きた場合には、これは単に、合同庁舎であるから、みどり土木だけの責任とも言えないので、やっぱり、入り口の設置とか、あるいは、その敷地の中だけでしたら、まだ、道路交通法違反の問題は出てこないんですが、ご意見の7番の人の体験談には、車が自分の自宅に突っ込んできたことがあったため、自宅敷地内の角に防護用のコンクリートを付けたとあります。そこまでしなくてはならないような、いわば、抽象的危険じゃない、現実的危険がここに表れています。

それに対して、司会者の回答は、そこまで言ってるのに、「保育園の安全対策についてはご意見として伺っておきます」というような抽象的な回答で、交通量が多いのであったら、入り口や出口だけではなく、その道路に入る所の、状況なども考えて、極めて慎重に設置しないと、民法では無過失責任になってしまいます。

## 【 会長 】

ご指摘ありがとうございます。その辺については、具体的にイメージできないと思うのですが。多分、そういう危険性っていうのはあると思いますので、やはり、図書館側というよりは、これはどういうふうに要望していくのかというのが分からないと・・・。

### 【 図書館側委員 】

どうも、ご指摘ありがとうございます。後段のほうの施設の配置、とりわけ、その保育園の出入り口の問題は、常任委員会やまた、当日のこの説明会の中でも懸念の声をいただいたところです。それで、今、図面を刷っております、ここでお配りさせていただきます。ここの旧中央図書館の敷地の半分は民設民営なんですね。こちらの保育園と介護施設の出入り口については、そこの民設民営の事業者がもうすでに決定しております、現在、基本設計等を進めている段階です。従いまして、この説明会の後に、所管課から、その保育園を所管している子ども家庭部という部署にお伝えをして、いろいろと、その出入り口については工夫をしているという状況でございます。

確かに、ここの道路図形の中で、旧中央図書館をちょっと頭に思い浮かべていただきたいのですが、ちょうど西武新宿線の側に、もともと土木の工事事務所、公園事務所の工事車両が置いてある駐車場、車庫がございまして、お住まいの方からの意見にもあったように、もともとはそこを出入りしてやるという、その関係性は変わっていないので、今度の仮称下落合図書館を含む区立施設、それから、民設民営の介護・保育施設の位置関係は、その土木の工事車両等が駐車するスペース、出入りするという関係は変わってないので、どちらかという、保育園等についてのほうがまだ、いろいろ工夫の余地ができるということなので、民設民営の事業者で、こういった面も、特に、安全は第一ですので、今、しっかりと検討していただいていると、考えております。

### 【 会長 】

あと、それから、もう一つ、先に出ました、懇談や交流の場ということなんですけど。これは今、この図面上ではどのように位置付けをしているのですか？

### 【 図書館側委員 】

これについては、プラスアルファでまた、カフェとゆとりという意味で申し上げた次第です。それで、このA3資料の表側の右側のほうに基本設計図面を載せてございます。

まず、1階平面図ですけれども、ここには居室としてはないので、そういう表記はないのですが、右側、南側になります、ここの1階平面図の上のほうに図書館の出入り口というのがありまして、その前が緑化とオープンスペースになっているんですね。屋外になりますけど、そういったような交流のとれるような工夫。例えば、ベンチとか、そういうものを配置する。あるいは、イベントをここで行うというようなことも想定できます。それが一つ。

一方、居室の中に置きましたは、下の2階、建物上は3階になるんですが、この下のほうに、左側、南側のほうに、多目的室というのを設けてございます。これがまさに、交流を行う文化集会活動という言い方をしていますが、ここの施設の大きな特色として、この多目的室でさまざまな交流のイベント等々を行えるスペースとして確保してございます。

それから、併せて、子どもになります、3階平面図で奥のほうに、今度は南側のほう、子育て支援コーナー、ヤング・アダルトコーナー、それから、児童書架、その下にお話部屋というのがあります、ここがいわゆる、児童サービスとしての交流を可能にする居室ということで、これだけ、居室面でも設けてございます。

従いまして、これにプラスして、またカフェということになりますと、なかなか厳しいものがございまして、そういったお飲み物を飲んだりとか、くつろぐなどの、コーナーとして自動販売機を設置するなり、そのような工夫でやっていきたいと考えております。

#### 【 会長 】

大体、今のことでよろしいですか？

#### 【 運協委員 】

多目的についてですが、具体的に何をやるのかがあんまり分からない。大体、そのような抽象的な目的で作ると、基本的にはあまり利用されない。図書館は、利用者に利用してもらうという、利用者側の視点に立つか、それとも、事業者側の視点に立つかで、同じものを作るとしても構成がだいぶ違ってくると思う。消費者側の要望、地域の要望がカフェをつくることに、かなりこだわりを持っているのであれば、それに事業者側としては積極的に対応するという方向性で、規模はどのぐらいにするのか、予算はどのぐらい掛かるのかというのを含めた上で検討が必要。しかし、検討したけれども、やっぱり、マイナスが大きくてできない、費用対効果が掛かり過ぎて、実際できないというのであれば、それは納得しますけれども。この地域の人たちは、図書館ができるのに3年ぐらい待ってるわけですよ。それから、今までは中央図書館の中には、おんぼろかもしれないけれど喫茶室があったわけですよ。だから、その辺を踏まえて考えたら、最初の入り口の所で駄目と言わずにもう少しやる方向性で考えてほしい。

部屋の利用なども、実際は、本当に利用する部屋と利用しない部屋っていうのが必ず、出てくるので、それを踏まえてやらなければいけない。役所なんかの会議室は、ほとんどお休みしてる時間が多いんですよ。だから、そういう意味で、例えば、みどり土木と、共同会議室みたいなものを作って、みんなが利用できるものに面積を開放してほしい。それで、予算が、どのぐらい掛かるか検討してみて、お金掛かるから駄目ですって言うんだったら、分かりますけど・・・。

#### 【 図書館側委員 】

交流スペースについては、先ほどご説明したとおりですが、カフェということになりますと、これも検討しました。大きい問題は、建築規制の問題なんです。

カフェということになりますと、厨房設備といったものを付けますので、建築基準法上の扱いとしても、内装制限やその位置、それから、防火区画、そのような問題があります。

建物自体がL字型の構造のため、カフェを設けるとなると、他の所に制約が出てくるというような関係がございます。それが一つです。それから、もう一つは、保健衛生上の規制も掛かってくるということもございます。

従いまして、旧中央図書館でも、現図書館でもそうですが、談話室に自動販売機、かつては、パンだとか、そういったものを販売するというような、一種のお店の形がありましたけれども、同じような効果も持てるようなコーナーで工夫していきます。カフェという、交流と意味ではなくて、飲み物などをご提供して、それでくつろぐ場所というような意味合いでのコーナーについては、自動販売機等々で工夫していくということで考えてございます。

#### 【 運協委員 】

今までの図書館というイメージよりは、もっとラフな、もっと楽しいというような雰囲気、自分でイメージしているものですから、このままでは、変わらないのではないかなんて思ったりしました。また、面積は5分の1になるのに、辞書は今までと同じ量というのも厳しいところもあるなと思ったので、資料をどれだけ集めるかというところは、やっぱり、どうなのかなあなんて思ったりしたもんですから。分かりました。

#### 【 図書館側委員 】

今言ったような交流とか、こういった多目的室をどういうふうに生かしていくかということについては、指定管理者を選ぶ際の重要な審査ポイントにさせていただきたいと思っているんですよ。このような面については、図書館としての、基本的なサービスをきちんとやっていただくことに加え、プラスアルファの活動・事業をどのように、今の図書館にマッチした魅力的な事業にするか、地域の皆さんに喜んでいただけるようなご提案をできるか、逆に指定管理者という制度を生かしまして、積極的な提案を受けて、それも、外部委員も含んだ選定委員会を構成しまして、しっかりと審査をさせていただきたいというふうに思っております。

#### 【 運協委員 】

サービスの一環についてですが、開館時間は当初、夜の6時、7時と伺った記憶があります。今の生活から考えると、夜型というのが多くて、それで、お勤めから帰ってらっしゃる方、あるいは、その周りの学生さん等々を考えると、やはり、9時をお願いできないかしらと思うんですけど、いかがでしょうか？

#### 【 図書館側委員 】

開館時間につきましては、条例で決めることとなります。開設は平成28年度末頃を予定していますので、平成29年の第1回定例会ないしその前ぐらいに条例改正の議案が出すわけ

ですが、ただ、私どもが今、考えておりますのは、もともと、ここにありました旧中央図書館が開館時間に関して言えば、午前9時～夜の9時45分までとなってございましたので、基本はそれでいきたいというふうに考えてございます。

【 会長 】

ということですので、開館時間については、心配はないということですね。

【 運協委員 】

地域懇談会がすごく活発な意見が出たということなんですけれども。区民13名の大体、年齢層はどのくらいか、教えていただきたいと思います。というのは、下落合地区は、30代、20代、40代が多いということなんですけど、その方たちがもし、参加していないんだとすれば、その方たちの意見が必要になってくるのではないかなと考えるからです。

【 図書館側委員 】

13人と、ちょっと少なかったかなとは思いますが、大変バラエティーに富んだ方々に来ていただきました。お子さん、学生、高校生ぐらいの方、そういったお若い方も積極的にご発言されてました。それから、車いすで来られた方もいらっしゃいました。そういう意味では、大変、幅広い年代の方々から、特徴的な、その年代を代表するような、層を代表するようなご意見を伺うことができたなあというふうに、感想として持ちました。

【 会長 】

その他はいかがでしょうか？ 今、資料が配られました資料の中に、図面がもう少しはつきりあります。この数字でいきますと、2というのが下に付いてる所が2階の平面図になって、それで、その裏が図書館部分の3階の平面図という、そういうふうに見れますので、これでご確認いただけるんじゃないかなと思いますけれども。

【 図書館側委員 】

まず、1ページ目でございます。左側に案内図ということで、計画概要、敷地面積等々、記載してございます。右側ですが、こちらが旧中央図書館の敷地全体でございまして、左側、ちょうど北側が西武鉄道、それから、上のほう、東側、東京富士大学ということで、区立施設はこのようにL字型になってございます。点線で敷地が分かれてございまして、下のほうに民設民営施設ということなんです。

先ほど、ご議論いただきました区道というのが、この下に通ってございまして、ちょうど保育所の出入り口と、それから、工事車両の出る出入り口とが、同じ区道上に並列してるという関係性から、そういった安全性についてのご懸念がいろいろと出されたところでございます。保育所出入り口につきましては、隣接する民営施設でございまして、今、

この位置について検討してるということでございます。

それから、次のページの裏が小規模多機能型、これは民設民営施設の概要でございます。それから、こちらが1階平面図と書いてございますが、これは民設民営施設のほうの1階でございます。それから2階、それから3階になってございますね、3ページ、それから4ページ。ここまでが民設民営施設なんです。

それから、L字型の上のほうにありました区立施設の概要が次の資料1の裏で、このページで言いますと、2ページ以降が区立施設ということでございます。お手元にA3でお配りしたものは、このうちの1階と3階、2層部分が図書館になりますので、その部分を抜粋した資料をお配りしたところでございます。以上でございます。

### 【 運協委員 】

とにかく、この中央図書館の跡に、図書館もあれば、保育園もあれば、介護施設もあり、公園事務所を入れ、防災備蓄倉庫というふうに、いろいろなものを盛りだくさんに入れますので、まさに、これは本当に幕の内弁当的な、少しずつ、いろんな機能を取り込むんですよ。だから、いろいろと、今、議論されていた人の動線、車の動線の問題もあるし、施設的には中途半端なものになってしまうんじゃないかということ、大変懸念するんですけども。

話は図書館のことなんで、図書館に絞るんですが。図書館の全体が1000㎡を少し上回る程度ですが、はっきり言って、本当にそんな大きくないですよ。そこに、とにかく、また、いろいろなものを入れるんですね。1点だけ申し上げておきたいのは、事務室の位置ですが、図書館の出入り口が1階にあって、事務室と隣のトイレがかなりいい位置を占めてると思います。これはなぜでしょうか。だったら、事務室は上に持っていきたくらいだと思います。もう少し利用者の方が、子どもさんを含めて使いやすいものを、さっきのカフェだとか、交流施設をここに持ってきたほうがいいですよ。

私は、カフェと交流施設は、全然違うと思ってるんで、カフェはおっしゃるように飲食できるんですよ。交流っていうのは、いつでも、誰でもが出入りできて、そこで少しおしゃべりをしたり、もちろん、飲み物のも飲むことができる。イメージ的にはちょうど、武蔵野プレイスの1階ですよ。ああいうのが、私は、交流ができると思うんです。

だから、先程の多目的室は、全然、私は別だと思えますね。いつでも、誰でもが気軽に出入りできて、おしゃべりができて、場合によっては、打ち合わせをしたりとか、サークルの方たちが次の会合の打ち合わせをしたりができるようなゾーンが求められてることは確かですよ。やっぱり、1階の事務室辺りのスペースで、これはできるんじゃないかと思えます。

一方、よく分からないのですが、2階は、天井が高いっていう意味なんですか？ だから、2階が全然出てこないんですよ。いきなり、3階に、この一般書架と児童書架、それから一般閲覧席。事務室のスペースは、この多目的室か一般閲覧席の辺りの一番奥でも全然、

本当はいいと思いますけれどもね。私は、なんで、事務室が1階の一番いい所を占めてるのが気に入ります。

それから、この平面図で気が付いたら、もう、この説明会ときに早速ご意見が出てたようですが、なんで、ヤング・アダルトコーナーの隅に授乳室があるのかというのは、これは本当、よく分かりません。それは当然、子育て支援のほうに持っていったほうがいいと思いますね。そういうのを含めて、子どもさんが使う、あるいは、子どもさん連れの親が使うようなものを極力、私は下に下ろして差し上げたほうが、利用者に優しい施設になるんだと思います。やっぱり、事務室の位置が一番、私は疑問です。

#### 【 図書館側委員 】

どうもありがとうございます。それで、図面を見ていただくとわかりますが、L字型全部が図書館ということではなくて、図書館部分というのは、トイレの手前まで、どうしても、トイレは付けなくてはいけないし、エレベーターや、階段もあるということで、1階部分のスペースは、実はとっても限られてきてるとというのが実態としてあります。

メインはこの2層目で、階数表示としては3階になってますが、工事事務所のほうに、この2ページの図で下に、2階平面図があるのですが、工事事務所、下に駐車場があります。工事車両が結構、車高が高いもんですから、この1層目が通常ですと4mぐらいの高さなんですけど、ここは8mぐらいの高さをとってるんです。従って、とっても天井が高い状態になってます。そこで、土木のほうの工事事務所はその中に、テラスのような形で2階というのが、実はあるんです。建築基準法の考え方からすると、ここも2階というふうにカウントされますので、図書館としては、実際に階数としては2階なんですけど、3階という表示になります。この辺の関係がとっても分かりづらいんですが、要は、2層だと思ってください。

基本は、その2階のほうメインになりますので、そういう意味では、事務室と申してございますが、ここにはカウンターを置くという予定でございますので、完全に区画された事務所がここに来るといよりは、いわゆる、お客さま、ご利用者さまのいろいろな手続きや貸し出し等々を行う、こういったカウンターがここに来るといっただけでございます。そういう意味で、面積的な面からの制約ということで、ここに事務所といいますか、カウンターというものを持ってきたという経過でございます。

#### 【 運協委員 】

では、3階にはカウンターは置かないんですか？ 3階には、児童コーナーとか、一般開架、子育て支援もあって、カウンター置くことになると思いますよ。そうでしたら、私、無駄だと思います。だから、3階に事務室を持って行って、むしろ、1階のカウンターで全部、やり取りするほうが、多分、職員の配置的にも楽だと思います。

3階は人の目や死角の問題もあるから、職員は置かざるを得ないと思いますよ。

【 図書館側委員 】

3階にも職員はおりますが、そういった意味での貸し出し手続き、レファレンス等々を行うようなカウンターっていうのを設けるかどうかについては、今後、検討させていただきますが、いずれにしても、この1階の事務スペースというのについては、先ほど申し上げたように、面積的な面だとか、あと、やはり、ワンフロアでのさまざまな開架、書架の配置、それから、一体性、そういったものも考えますと、やはり、新聞・雑誌、あるいは、視聴覚関係を1階に少し特化させていただいたというのが経過でございます。

【 運協委員 】

4階についてですが、みどり公園課の事務室がありますよね。一方、3階、つまり、図書館等の利用が見込まれる多目的室の隣が防災備蓄倉庫なんですよね。よく見ると、4階には資材置き場、一部、備蓄倉庫と兼用というのが、4階にもあるわけです。防災上の立場から、3階と4階に資材が分かれて置かれているよりも、4階に集約してしまった方がいいのではないかと思います。

そうすると、この事務室の部分が、防災倉庫に転換されますよね。そして、多目的室の隣に事務室という形になれば、パーティションを大きくして、その事務室を図書館とみどり公園課で一部分を共用化することができ、多目的室を、もうちょっと大きくできる可能性があるわけですよね。要するに、会議室でしたら、パート1、パート2みたいな形ができるので、そこに先程言った交流スペース、あるいは、カフェかどうかは、建築基準法、分かりませんが、そこに、空間としては創出できるんじゃないかと思われるんですよ。

【 図書館側委員 】

貴重なご提案、どうもありがとうございます。まず、図書館の区画と防災備蓄倉庫の区画、それから、土木の公園工事事務所っていうのは、これは明確に分かれています。土木のほうの事務室って書いてありますが、これは全然、区民の方々が来ないわけではなくて、ここはここで面積がこれだけ必要なんです。いろんな区内の公園や工事に関わる、ここはもう、事務管理機能が集中してますので、そういう意味での執務スペースとしてはこれだけ、最低限必要だということで、ここに確保してございます。

それから、防災備蓄倉庫の関係ですが、これはいろいろある中で、実は、先程、委員がおっしゃられたように、4階に集約するという案も、実はありました。例えば、防災倉庫に関して言えば、極力、下に近いほうがよいなどいろいろな要素がありまして、最終的にこのような形になったということでございます。検討の過程の中では、おっしゃられたような意見は確かにございましたが、最終的には、構造的な面だとかいろいろありまして、こういう形になったということでございます。

【 会長 】

その他、ご意見、ございますでしょうか？

【 運協委員 】

このような図面はもう決定してるということですか？

【 図書館側委員 】

はい。

【 運協委員 】

もう決定していて、先程の委員がおっしゃったように、私は、1階の事務室と3階の多目的室っていうのは交換すべきじゃないかなって考えているんですけど。

【 図書館側委員 】

多目的室をどのように使うかっていうのは、これから指定管理者のご提案ということになります。

要は、ここでは、1階の事務室部分なんですけど、ご覧いただくように、大変、1階部分が狭いということと、確かに、ご意見の中では、こういったブラウジング・コーナーと書いてありますが、新聞・雑誌・新刊図書、この辺のスペースを、これは点線になってますが、これははっきりと一つの部屋に区画するということではなくて、図書館を入りますと、事務室と書いてありますが、当然、カウンターがあるわけです。

カウンターがあって、そこの前にこれだけの広がった空間がありますので、あくまでもコーナーと書いてますので、そこについては当然、新聞・雑誌・視聴覚資料、それから、介護支援・地場産業の図書館資料等が排架されるわけですが、プラスアルファと言うんでしょうかね、そこに、自由にここ、出入りできるわけですから、閲覧などのいす、そういったものを工夫さしていただいて、なるべく、この前で交流などもできるような、そういう自由に出入りできる、そういう、より解放感のあるスペース。

ここは幅が狭いんですけれども、先程申し上げたように、天井が高いものですから、視角的には解放感のある空間にはなります。ただ、平面図がどうしても平面的に限られた部分がございますから、そこは工夫をさしていただきたいというふうに思っております。

【 運協委員 】

いや、今の藤牧館長の説明を聞くと、なお一層ね。だって、1階は、おっしゃるとおり狭いんですよ。その半分ぐらいを、事務室でとってしまうんですよ。解放感があると言われてたけど、これで解放感のあるブラウジング・コーナーになるとは、私は思えません。しかも、天井が高いんですか？

【 図書館側委員 】

高いです。

【 運協委員 】

それでしたら、事務室は絶対無駄ですよ。絶対、私は3階に事務室は持っていったほうがいいと思いますね。

それから、この1階の視聴覚コーナーは、全国的にはもう、はやらないと思いますが、視聴覚コーナーには何を置くんですか？ つまり、もうDVDだとか、CDとかを、図書館に行って、見たり、聴いたりする時代ではないんですよ、もう。これはもったいないと思います。どう考えても、ブラウジング・コーナーや介護支援、場合によっては、子育て支援の方のコーナーが1階で、それこそ、開放的にいろいろ使っていたほうがいいと思いますね。

事務スペースは申し訳ないですが、3階を使っただき、先程もご提案あったように、他の公園事務所とかの事務スペースも上のほうにあるんですよ。確かに、私もさっき言われたように、それは一部、共用でもいいと思いますよ。そのようなほうが、この狭い施設を効率的に、私は使えると思います。

【 会長 】

これはまだ、検討の余地というのはあるんでしょうか？

【 図書館側委員 】

基本設計が固まった段階で、説明会をさせていただきました。その後、現在、実施設計と言いまして、もう確認申請の段になってます。ただし、この事務室の部分と、その構造躯体やそれぞれ、電気設備に関わる部分もありますので、きょういただいたご意見は十分踏まえさせていただきますが、その旨の検討もさせていただきますけれども、結果としては現状どおりにいくという可能性が高いところでございます。

それはもう、申し訳ないんですけれども、それはそれで進ませていただきまして、もし、そうなった場合、視聴覚コーナーのご指摘もございましたので、この辺の1階の部分については、何とかそういった魅力あるスペースになるように工夫をさせていただきたいということで、私としては、それ以上のお答えが、申し訳ないんですけれども、できないものですから、よろしくお願い致します。すみません。

【 会長 】

ということで、指定管理者になったときに、それでまた、工夫っていうのは可能なんでしょうか？

【 図書館側委員 】

この施設設備そのものを改変するという事は、指定管理者の都合では原則としてできないんです。

ただし、ご提案いただいて、区のほうと協議して、区のほうが承認すれば、全く不可能ということではないです。可能性はありますが。

【 会長 】

分かりました。ということで、このようなものになっていくということ。今後、まだ、いろいろなご意見、出てくるかもしれませんが、次に進めさせていただきたいと思えます。

それで、きょうの3番目のテーマですけれども、新宿区立図書館基本方針の改正についての議題に移りたいと思えます。ここでまず、本日すでにお配りされております、資料の説明からお願いします。

【 事務局 】

それでは説明します。

前回「新宿区立図書館基本方針の概要と取り組み内容および達成度」という、A3の表で、基本方針の説明を簡単にさせていただきました。その際に、「実績を数値化するなど、具体的に示したほうがいい」というご意見や、「新宿区子ども読書活動推進計画をはじめ、子どもへのサービスの取り組みがあまりない」などのご意見を、前回、いただきました。

それで、そのご意見を反映させて、事前に配布しました「新宿区図書館基本、方針の取り組み内容および実績」という、両面10ページの資料にまとめました。

きょう、事前に配布してました資料を見ながら、説明していきたいと思えます。この資料の見方ですけれども、1ページ目に書いてあるとおり、点線の枠内は基本方針の取り組みの方向を箇条書きにして記入しています。実線の太枠内は取り組み実践、その下に表があるんですけれども、その表は実績の根拠となる項目を数値にしたものです。

例えば、2ページ目の所を見ていただいて、一番上の点線の中ですが、これが、基本方針の文言を箇条書きにしたもので、活動充実の取り組み、ア、イ、ウ、エと、あと、バランスの取れた蔵書構成でアとイ、今度、実線の中を見ていただくと、蔵書充実への取り組みの実績の中の、ア、イ、ウ、エの実績を書きまして、その下に、例えば、アでしたら、地域資料のことや手塚治虫文庫のことが、実績の文章の所で書いてあります。地域資料所蔵数は平成22年度から25年度、こういうふうに移り変わりました、手塚治虫文庫の所蔵数も、平成22年度からこのように上がっているというふうに見ていく資料を作りました。この地域資料で横線になってる所についてですが、この当時は、実績の統計を取っていませんでしたので、横線、ハイフンにさせていただきます。このようなつくりで、新宿区立図書館基本方針をまとめました。

前回、取り組み内容については全部、読み上げましたので、本日は省略しますが、前回の表から付け加えた部分が若干ありますので、そちらをお知らせします。3 ページの点線内、子ども読書の真ん中ら辺の、従来からの図書館サービスの充実、(2)、子どもの健やかな成長を応援の中の①、新たな新宿区子ども読書活動推進計画への取り組みについて、前回はアからエまでありましたが、これをアからウにしまして、エは子ども読書計画のことなので、アの所でまとめさせていただきました。実績も同じように、アにまとめました。

次の4 ページの所の実線枠内の実績についても、同じように整理したのですが、平成23年度で第2次子ども読書活動推進計画が終わって、平成24年から第3次子ども読書計画に変わりましたので、一度区切り、同様に取れる指標の所は同じようにまとめました。異なる指標が出て来ていますので、そこはハイフンにしてこれまで実績を取ってないというふうにさせていただきます。

きょう、お手元に、「子ども読書活動推進計画」の冊子をお配りしました。前回、あまり、子どもへのサービスを充実させていないとのご意見が、ありました。いろいろやっているので、「子ども読書活動推進計画」の資料をお渡ししてない関係で、そのようなご意見をいただきましたので、今、併せて、「子ども読書活動推進計画」の冊子も参考にしていただければと思います。

それから、続いて、9 ページの実績表の、一番下ですが、ここに、ローマ数字のⅢの(3)のアで利用者満足度というものがあります。ここは、今、区民意識調査というものを実施して、こちらを数値化するために、その区民意識調査という調査に載せました。事前に配布しました区民意識調査についての報告というA4、裏表のものをご覧くださいませ。

区民意識調査というのは、毎年2月ぐらいになると、このような冊子の形態で公表してまして、今年も2月ぐらいになれば、こういう冊子ができると思いますが、区の様々な部署が区民に、このようなことを聞いてみたいというアンケートをまとめたものになります。調査は、現在行っている最中で、9月1日～22日に調査をしています。対象者が区内に居住する18歳以上の2500人。資料の主な設問(1)から(6)までは他の部署ですが、(7)で図書館サービスについてお尋ねする項目を設けました。

その中で、①、情報を得るために利用している情報源、②、図書館の利用頻度と利用しない理由、③、利用した図書館サービスとその評価、今後利用したいサービス、④で、利用したい曜日・時間帯、⑤、新しい図書館サービスの中で期待するサービスという5項目を設けて、ご意見を伺います。

③で図書館利用の評価とか、⑤の新しい図書館サービスのニーズなどを調査します。図書館を全く利用されていない方にも、このアンケートは配布されるので、図書館を全く利用したことがない人は、なんで利用しないのかとか、そういうのを伺いたなと思ってます。

⑤の新しい図書館サービスなんですけれども、図書館情報に明るい方はご存じかもしれ

ないのですが、全く利用していないとか、訪れたこともないという方にも分かるように、裏面に注釈を入れました。この注釈と共に、戸山図書館と四谷図書館で実際、今年度これから行う事業を一緒にちらしで入れることもできましたので、図書館では、ああ、こんなこともやってるんだということが分かるような工夫をさせていただきました。このアンケートを今、やっています。

新しいサービスの内容は、文部科学省のホームページで載っているものを参考にしました。その中の、新しい取り組みを行ってる自治体を紹介させていただき、例えば、資料の※2の所の真ん中ら辺では、小布施市のまちとしょテラソ。前回、館長が、こういう図書館もあるんですよというご紹介をさせていただいたと思うんですけども、そのまちじゅう図書館の活動を進めている例とか、そういうのを挙げながら、図書館サービスについて、こういうサービスがあると、図書館利用をしたことがない方でも回答ができるよう工夫しました。

結果は、冊子と、ホームページでも、去年まで行った調査が見れますので、お時間あれば、みていただければと思います。図書館は過去に2回ほど、この区民意識調査でアンケートを取ったことがあります。だいぶ前で・・・。

平成14年と16年に取ったものなので、現在では全然、役に立たない統計になっております。改めて、新しいニーズを聞こうと思っているところです。ここまでの、基本方針の改定の内容です。

では、この基本方針の改訂とサービス計画の策定について、どんなふうに進めていくかといいますと、次のページに、新宿区立図書館基本方針の改訂およびサービス計画の策定スケジュールという、資料をご覧ください。

今回の図書館運営協議会は、12月を予定しております。そこで基本方針改訂の構成案のご意見をいただきたいと考えています。そのために、きょう、ご意見をいただいた内容をまとめて、構成案を事務局で作りますので、その案で、ご意見をいただくしたいと思います。

その後、平成27年3月中旬に、もう一度、図書館運営協議会で協議します。そのときは、12月の構成案の意見を取りまとめ、基本方針の骨格案を事務局で作りまして、事前に送ります。その骨格案で、議論をいただくというような進め方を考えてます。

また、平成27年3月までで、今期の委員が終了しますので、3月に、この2年間ではここまで作り出したという確認や、次期委員への引き継ぎ等をまとめて、受け渡していくというように進めたいと思います。

完成の予定は、前回、簡単にお話ししましたが、平成29年の4月からは第三次実行計画、第四次子ども読書活動推進計画になりますので、併せて、このサービス計画も進められるといいなというところです。以上が、基本方針の説明ですが、活発な意見いただければと思います。

【 会長 】

ありがとうございます。今、資料の説明がありました。これについて質問あるいはご意見、あとは、その他のことでも構わないんですが何かありますか。基本的には、この基本方針に載っている項目について取り組みがどうなっているかということ、実績を含めて一覧にさせていただいたということですので、それぞれ、細かい項目でも結構ですので、ご意見、ご質問いただきたいと思います。まだ、ご質問のない委員にも、発言していただきたいと思います。

たくさんの資料ですから、全部見通すことは難しいと思いますが、いかがでしょうか。

【 運協委員 】

私は前回、欠席を致しましたので、前回、ご説明があったのかもしれませんが、今お配りいただいた資料、9ページの所の3の(2)、地域図書館の見直しの実績の所ですが、このウの新中央図書館の建設スケジュールに関しましては、その後も特に進展はないのでしょうか？

【 図書館側委員 】

進展、ございません。

【 運協委員 】

それは大変残念です。一つ一つの地域図書館、先ほども新しい図書館について細かいお話ございましたし、今、この暫定とあえて言いますが、中央図書館もそれなりに機能されてると思いますが。やはり、これだけ人口の多い区なので、一刻も早く、しっかりした中央図書館。というのは、先ほど皆さんからいろいろなご提案・ご意見・ご要望がありましたが、現中央図書館の狭いスペースでできることは限られると思うんですね。

先生方、よくご存じだと思うんですが、今、地方に行くと、新しい図書館がどんどんできています。新しいというのはただ、建物が新しいというだけではなくて、いろいろな活動がしやすいような場という意味での新しさや、住民の方がいろんな形で参画するとか、あるいは、交流するとか、それにはやはり、ある程度の規模がないとできないと思います。地域図書館でできることってというのは、ものすごく限られるので、ぜひ、そういう意味でも、新しい中央図書館の建設スケジュールを。図書館員の方の努力だけではどうにもならないことだと承知して、あえて申し上げるんですけども、要望をされたいいのではないかと思います。以上です。

【 図書館側委員 】

先ほど、私、進展ないというようなことで申し上げたんですが、全く何もしてないという意味ではなくて、実は、ここに移転した後、私が昨年度4月に着任したんですが、企画

部門と、専門の事業者、これはもちろん、お金を出してということではないのですが、ご協力も得まして、ボリューム・スタディーやそういったこともやってございます。また、整備手法につきましても、民間資金を活用した、例えば、PFI でありますとか、そのような整備手法についても研究というんですかね、企画部門も含めて、今、内部的に研究を進めているところです。

新中央図書館は、早稲田大学が合築の申し入れもありましたので、早稲田大学の施設全体を統括している部署とも連絡を取りながら、私どもと致しましては、本当に皆さんに喜ばれる、新中央図書館を一日も早く実現できるよう、引き続き努めていきます。

ただ、まだ、はっきりと、いつ建設するというのがうたわれてないものですから、その点については申し訳ないと思っております。

#### 【 会長 】

では、その他はいかがでしょうか？

#### 【 運協委員 】

今の新中央図書館の件ですが、ある方から、現中央図書館について、あれが新宿区の中央図書館だということで、がっかりしましたというようなご意見をいただいたんですね。確かに、外見等、本当に間借りのような形になっておりますので、そういうところから、その方は判断をなさったんだと思うのですが、やはり、新宿区の中央図書館という形になりますと、外見も、内容的にも、もう少し何とかしてほしいなという、一日も早く実現してほしいなというようなことを思っております。

それから、先程の地域共同事業で、地域資料の収集等を充実させるということになりますと、やはり、今の状態では無理なのかなと。そして、私は、冊子だけではなくて、ちらしのようなものでも、地域情報を寄せていただいて、それによって地域の人が、ああ、こういう形もあるとか、例えば、防災訓練一つにしても、本当に災害が起きたときの訓練は何が必要かということも考えられるし、そういう面でも、ちらし1枚のようなものでも収集するということの必要さを感じました。

現在、各地域の図書館でそれぞれ、特色を持って運営していますが、利用者の層を見ますと、中央図書館はファミリー向けが少ないような感じが致しまして、やはり、それぞれ、その地域図書館への特色を持たせるのも必要かなと思っております。

取りあえず、何としても、一日も早く、中央図書館が建設できればいいと、そんなことを思っておりますし、この資料、大変見やすく作っていただいておりますし、感謝申し上げます。

#### 【 運協委員 】

先程の、委員が質問していただいたのでわかりましたが、私ははっきり、中央図書館は

それなりに進んでると思っていました。むしろ、下落合図書館の大前提は、中央図書館がちゃんと立派に、中央図書館の機能を果たすという前提で、下落合図書館のあり方について議論していると、私は思っていました。その前提が崩れてしまうと、ちょっと。だから、下落合図書館にあんなに寄せ集めのように、いろいろと機能持たせて、中央図書館の当座のしのぎっていうわけではないとは思いますが、やはり、中央図書館は中央図書館でしっかり造っていただかないとならないと思います。

今度、地域図書館の見直しというときにも、あくまで、中央図書館がきちんと機能を果たすということが前提になると思いますので。むしろ、気になるのは資料の9ページ、地域図書館の見直しの実績の中身を見ると、中央図書館がどういうことをやり、視聴覚資料だとか、手塚治虫コレクションを含めた地域の資料を、どういうふうに収集するのか、また、中央図書館と地域図書館とでどのように役割分担をするのか、という話が中心であるべきだと思います。

ただ、資料を見ると、そうではなくて、例えば、指定管理を地域館に導入するとか、あとは、団体貸し出しの配本をどう行うとか、それから、開館時間の問題などについてが書かれている。やはり、私は中央図書館と地域館で、地域館も10ぐらいあるわけですから、それぞれの役割分担をどう考えていくのかということをもう少し掘り下げていくようするべきだし、評価の対象にも、もっと、役割分担をどう考えて、それぞれのコレクション収集ができてくるのかどうかということを入れていくべきだと思います。

次に質問ですが、今度は6ページ、7ページの所に、これからの情報センターサービスという項目が取り上げられていますよね。7ページのレファレンスの件数についての質問ですが、これは中央図書館が今、仮住まいだということもあるんでしょうか。平成24年度、25年度と、実績の数字は下がっていますよね。これはどういうことが要因なのかということの分析はされてるんでしょうか？

#### 【 図書館側委員 】

レファレンス・サービスにつきましては、平成24年度から25年度に掛けて、その前の平成23年度から24年度に関しても大きく減ってございます。この理由は、レファレンスの捉え方を、地域図書館も含めて、共通認識として、カウントすべきものとカウントしないものとのしっかりと峻別したというのが一つはございました。

レファレンスというのを、区民に役立つ情報センターとしての図書館の一つの指標に取り入れようというのが、現行の基本方針のときに議論されたわけですが、その後、指定管理者も導入されてる中で、各地域館で、例えば、「きょう、開いてますか？」「どこそこ図書館の場所はどこですか？」というお問い合わせも、レファレンス件数にカウントしていた館が、実態としてありました。

そういうことで、平成23年度の実績から24年度に、カウントすべきレファレンスというものはどういうものなのかというものを、定義したため減っています。そういう意味か

ら言うと、平成24年度からの件数が実態を反映している件数ということでございます。

#### 【 運協委員 】

今の館長の説明のようなことは、各地の図書館でもよく聞きます。実は、国会図書館も同じように、レファレンスの質問を絞ってカウントしたので、こここのところ、急速に件数が減っています。でも、そうだとしたら、きちんと内訳を出して、今のような単純な開館時間の問い合わせなど簡易な問い合わせと、時間がかかって、実際に図書館資料を使って調べるようなものを区別して、それぞれの変化を見ていくということが必要だと思う。

ただ、一方で、今、ウェブで、目録というか、所蔵の検索できます。それもあって、事実上、今後も確かに、減ってくると私は思います。でも、そのときに今度は、職員が介在して、図書館の資料を使って、時間をかけてお答えするようなレファレンスの件数をきちんと把握して、場合によっては、どういう分野なのか。あまり細かく分ける必要はないですが、主題について幾つかに分けて、例えば、ビジネス支援、子育て支援に力を入れるのであれば、そういう分野の問い合わせが増えている、あるいは、そういう質問の内容が徐々に高度化しているというようなことはきちんと示していくべきだろうと思います。そうしないと、一方でこのサービスの充実をうたっておきながら、数字だけ見ると、衰退しているのではないかとと言われてしまいますので、今後は、質的な分析もきちんとやっておくべきだろうと思います。

#### 【 運協委員 】

先程、下落合図書館の話はずっと議論していましたが、資料の9ページの3の2の地域図書館の見直しの実績という所で、旧中央図書館跡地に地域図書館が整備されるまでの空白問題の対応について、児童館等で読み聞かせや、来館困難者への家庭配本事業を行うなど、身近な場所での読書環境を保持するように努めておりますと書いてあります。下落合図書館の完成まで時間がかかり、この空白期間が長くなってしまっているわけですね。

その間、旧中央図書館を利用してた人の公共図書館を利用する権利というのが、新宿区の事業によって、債権的に言うと、侵害されてるということになります。これを一種の法的構成としますと、一部債務不履行がなされてる状況がずっと継続してるということなので、ある程度は受忍限度として我慢できますが、それを超えて利用が侵害されるということになりますと、図書館の利用というものはどういうふうに公的に考え、あるいは、私的構成で考えると、これは消費者契約法10条の違反になると思うのですね。著しく駄目になってしまう。利用を侵害しているというようなことになると、問題が出てくるわけです。

今のところ、まだ、期間が短いから、著しくということまではいかないですが、一定の期間、すなわち、2年ないし3年を超えた場合には、恐らく、著しくという判定になってしまうと思うんですね、利用としては。そうすると、その間に何らかの代替的措置とい

うのを積極的に講じなきゃならない、図書館を運営する事業者としての新宿区の義務が当然、出てくるはずなのです。

具体的に言うと、高田馬場近辺にサービス・ポイントを置いて、そこで本の貸し出しとか、予約とかができる、そういう施設を作っておかないと、将来、訴訟になった場合には、かなり厳しい状況なんですよ、今。消費者契約法がどんどん進んでいまして、消費者団体が一般的に、そういう差し止め権もできる、そういう裁判も、今、でてきているので、今まではこういう公的な問題については、裁判の俎上に載らなかったのですが、今や、そういうことではないわけですよ。ですから、偽装何とかとか、食品の問題とか、今まで全然問題にならなかったのが、急に問題になってしまっているわけですね。

具体的には、杉並図書館では労働問題が問題になって、最高裁判所まで行った事例もあるんですよ。そういうことを考えますと、何らかの形でサービス・ポイントを設置するという。近隣はどうやっているのかというと、例えば、渋谷区で、代々木図書館が10月から半年間、耐震工事のためお休みするわけですが、その間、たった半年にもかかわらず、はつらつセンターという参宮橋の駅前に図書館のサービス・ポイントを設置して、その代替措置をとる。

こういうのが本来、建築に伴って当然、やらなきゃならない事業者側の義務とすると、新宿区ではそういうものをやってないということになると、要するに、消費者の利益を侵害するんだということになると、債務不履行責任で損害賠償責任の可能性も出てきます。

今までだったら問題にならなかったことが、今度はそういう民事裁判にも訴えられる可能性もあるので、サービス・ポイントを作っておけば、高田馬場の駅近辺に、1カ所でもいいから作っておく。裁判にはならないけれど、3年、4年、全然やってないということになると、それは、要するに、何もやらなかった行為が過失があるんだと、あるいは、準過失があるんだと言われて、結局、損害賠償を請求されてしまう。債務不履行415条の問題が、出てきてしまうので、債務の本旨に従った履行がなされていないと言われてしまうと、それまでなので、早い時点で、まだ今だったら1年ぐらいですから、これは考慮期間でいいのですが、2年、3年になると、その受忍限度を超える可能性があるんで、早めに検討してやっておくということが、利用者側の立場にもありがたいですし、新宿区の立場としても紛争防止のためには必要だと思います。

## 【 会長 】

大変貴重なご意見ですが、この部分についても見直しということで、空白期間への対応だけではなくて、他のほうでもあると思います。

例えば、3つの図書館が重なりあっている地域の考え方とか、どうするのかというようなことも、今後、検討しなくてはならないと思うのですが、新宿区全体の図書館配置のあり方から検討・整備しなくてはいけないと思いますし、それから、空白地域対策も当然、しなくてはいけないのではないかと思います。ここについて、サービス計画の中で、どう

いうふうに、それを位置づけるのかというのは非常に重要な点ではないかと思います。  
他に何か、ご意見はありませんか。図書館から、サービス・ポイントについてなど。

#### 【 図書館側委員 】

貴重なご指摘、どうもありがとうございます。下落合図書館につきましては、平成 28 年度に開設予定ということで、当初の、ほぼ、スケジュールどおりに今、進捗してるところでございます。これにつきましては、この地域図書館を早期に完成させて、一日も早く運営できるようにするということが、もう、この空白期間の抜本的な解決策になるわけですが、ただ、その空白期間につきましては、ここには記載してございませんが、返却ポストの設置、家庭配本サービス、あと、児童サービスも週 3 日間、定例的に出張してお話会等をやっております。これが、現状できる精一杯の努力でございます。

サービス・ポイントという配本所のお話が、ございましたが、これにつきましては、物理的にまず、スペースがないということがあります。確かに、出張所やそういった所の公共施設が、一見すると、空いてるスペースがあるように外見的には見えます。ただし、公共施設は必要面積しか、ある意味、措置してないんです。

例えば、極端なこと、そういうこと言う人居ませんが、「エレベーターの前にエレベーターホールが空いてるじゃない」「廊下だとか、共用部分も空いてるじゃない」と、一見空いて見えるのですが、そこには物などを置けませんし、そういうことも勘案すると、空きスペースというものは、実際、ない状態なのです。そういうことが、まず、理由の一つとしてあります。

そういうことで、大変、空白期間中、ご不便をおかけしますが、引き続き、現状行っているこの 3 本柱のサービスを私どものほうも一生懸命行っておりますので、その点につきましてはご理解をいただけたらと思っております。

それから、後段にあります、区立図書館全体の配置ですね。これは図書館の密度というのを見ますと、23 区の中では新宿区は多いほうです。上位 5 位以内には入っています。そのぐらい、密度は大変多いんですね。空白区域というのがほとんどない、そういうようなことになってます。区立図書館に半径 800m で円を描いていきますと、ほぼ、新宿区の全域を網羅してます。

ただし、これからの高齢化社会等々を迎えますと、図書館に来ていただくということもさることながら、そういったきめ細かなサービス・ポイント、配本所を設けていくとか、そういったことも一つの検討の俎上になってまいります。また、戸山・大久保地域は非常に隣接した所に中央図書館が移転してまいりましたので 3 館、図書館が集積してしまい、そういうアンバランスもございますので、運営協議会のご意見など、また、このサービス計画基本方針の方向性を踏まえながら、検討していきたいと思っております。しかし、施設の配置になりますと、単に、図書館だけではなかなか、決められない部分ございますが、大きな課題と考えてございますので、ぜひ、その点も含めて、ご意見をいただけたらと思っております。

おります。

### 【 運協委員 】

今、十分に努力されて、代替的措置を可能な限りやっているということは重々分かっていますが、しかし、その代替的措置が、いわゆる、図書館を利用する権利を十分に代替しているかという点、残念ながら、全くないように思えるんですね。ですから、代替的措置は取られていますが、十分でなく、価値的に低いということがあります。

先程、高田馬場駅近所の設置するサービス・ポイントが物理的にないんだという館長の回答についてですが、この問題は、もう1年前から考え出して、昨年9月12日に、そちらに、意見を出していますが、新宿区の施設で、消費者生活センターの分館、今、高田馬場支援総合センターというのが、駅から3、4分の所にあります。実際、見てきたところ、この1階の入り口に、障害者用の駐車場があるのですが、そこにはあまり、障害者の方が、来られないので、ほとんどは職員などが利用しているという状態でありまして、ここなら、他にも障害者用の駐車場も確保することもできますし、そこにサービスポイントをうまく設置をすれば、面積的にはオーケーで出入口も1階にあります。しかも、もともとがこの一つの建物を消費者センターと創業支援センターという二つで使っているという複合施設なので、そこに図書館がちょっとおじゃまをするということも、全然無理ではないし、しかも、今、消費者問題は結構、世の中で難しい問題になっているので、図書館、あるいは、創業者支援というものとミックスすることによって、高度な価値が生まれるかもしれません。ここが利用できるようになれば、この人たちも利益になるので、そういうことを考えて、もう一度、積極的に、場所がないと言うのではなくて、ここですと、高田馬場駅徒歩2分という条件なのでいいのではないかなと思って、私は1年前に提案をしました。そのままのつづてでありまして、どうなったのかと思っていました。

他の区ではみんな、そのように積極的に、移転するときには、サービス・ポイントを設置する方向で検討するのが多数派になっています。少数派で我慢しろ、数年限度で我慢しろと言われたら、1年ぐらいが限度で、それを超えると、計画を変えろということにもなりますので、難しいのではないかと思います。

### 【 会長 】

時間がだんだんなくなってきておりますが、その他のところでは、ご意見・ご質問等はありませんでしょうか？

まだ、皆さまのほうでご了解いただけない部分もあるかもしれない。それから、数字的にどうなのかというところもあるかもしれないので、そこら辺を少し考えていきたいなと思います。

【 運協委員 】

4 ページの新宿区子ども読書活動推進計画への取り組みについてですが、私は、地域共同事業や、評議員などで数校にお伺いしてしまして、そこで図書館から積極的に本の貸し出しをしていて、その学校がもう何百冊も借りたというお話を聞いております。その辺りの目標は大変達成できていると思うのですが、これを発展させて、子どもが何か調べるとか、もう少し、図書館の利用へつなげるとか、学校に本を持ってきていただいて、そこで見るというだけではなく、今度は図書館に行って調べるというようなものにつなげていただけたらなど、常々、お話を聞きながら感じております。

図書館でも、調べ学習に、力を入れてくださっているのですよね？

【 図書館側委員 】

地域館での事業で、調べる学習コンクールというものを行っております。昨年までは4館の指定管理者の事業でしたが、今年からは全館の事業という形にしまして、図書館を使って調べる学習をしています。学校にもご協力をいただきまして、学校で発表したもの、例えば、夏休みの課題で発表したものなどを、図書館で集めさせていただいて、地域コンクールを行っております。

今、何点とか何校などの数字は手持ちにありませんが、地域コンクールの後に、全国コンクールに出品し、去年は賞を取るに至りました。中央図書館は地域図書館が行う、その調べるコンクールに対しての支援をしております。

【 運協委員 】

館長にお伺いしたい。幼児はお母さんと一緒に見えるけど、小学生になると、図書館に来る子どもは少なくなります。学校で借りるから、そこで読めばいいわというような形なのでしょうけれども、せつかく、これから成長していく段階の中で、そういうものをもう少し発展させて、図書館への足の運びというようなものを、検討できませんか。これは図書館だけではなくて、学校もそうでしょうし、家庭もそうでしょうけれども、そういったものを進めていかれたらよろしいのかなと・・・。

【 図書館側委員 】

ありがとうございます。子ども読書活動推進計画第3次は来年度で満了するんですね。従って、第4次推進計画も考えるのが、ちょうど来年度になるんですよ。なので、こういった場でも、子ども読書活動の新しい動きや、もっと魅力的な、子どもたちが本当に本に親しめるような、そのような環境づくりについてのいろいろなアイデアもぜひ、いただけたらと思っております。貴重なご意見、ありがとうございます。

### 【 運協委員 】

今後ということで、先ほど、資料で説明いただいた件で伺いたいのですが、今年の12月に基本方針改訂、あるいは、来年、年明け3月には基本方針の骨格を作るとありました。これ、われわれ、運営協議会の一番大事な、ある意味ではミッションだとは思っています。

そのときに、先程紹介のあった区民意識調査をしてあんまり図書館を使っていない方の意見も、聞けるということで、説明がありました。集計はいつぐらいにされるのでしょうか？

それから、もう1点は、この区民意識調査は18歳以上なんですね。一方で、子どもたちの実態というの、きちんと把握しなければいけない。この表にある、取り組み内容および実績の4ページに、子ども読書活動推進計画への言及があって、例えば、不読率についてです。私は、ほうぼうで、何冊子どもが読んだかよりは、1冊も読まない子どもを減らすということが大事というお話をしています。新宿区の場合、子ども読書推進計画の成果なのかどうかはよく分かりませんが、平成24年度の不読率は、小学生で10.1だったのが、25年度、6.4というふうに、この数字だけ見ると、かなり効果を上げています。中学生の不読率も、年々減ってきてるということで、これは大きな成果を上げてると思うんです。

私は、この調査をどうやってしたのか知りたいです。先程の、大人の調査は、これはこれで一つの材料で、それから、子どもについても、このようなデータをどうやって集めて、この運営協議会の場に、今後、出していただけていいのか？それを基に、これからの基本方針の見直しという段取りになっていけばやりやすいと思う。そういうデータに基づいて、ああ、ここは成果が上がっている、ここはまだまだ足りないということで議論をしていったほうがいいだろうとは思っていますね。

だから、子どもについてのデータは、どういうふうな形で、この場に提供していただけるのか？区民意識調査のほうは、ちゃんと集計が12月までに間に合うのかどうかということ、併せてお尋ねしたいと思います。

また、学校図書館法が改正されて、来年4月1日から施行します。学校司書というのは、今までも新宿区の場合、ある程度配置はされていますが、この法改正への対応。さらに言えば、来年の4月から教育委員会制度そのものも見直しされます。教育委員会制度が変わるときに、図書館行政の位置付けも、来年以降、どういうふうになっていくのか？それによって、われわれも、先程のスケジュールに基づく基本方針や、議論の仕方などが変わっていくと思いますので、その辺りの、見直しをお話しいただければと思います。

### 【 図書館側委員 】

まず、区民意識調査につきましては、次回に、速報値をお示しすることができると思います。最終的に、冊子でのクロス集計などの分析がまとまるのは、2月に、なってしまいますが、12月には区民意識調査の結果をお示しできるとお思います。

それから、子ども読書活動に関する、不読率等の調査ですが、これは新宿区が子ども読

書推進計画の進捗状況を把握するために、教育委員会の教育支援課で調査していただいています。区立小中学校の全児童・生徒を対象に、学校図書館の利用や不読率など、大体 10 項目程度、毎年調査してございます。このデータにつきましても、経年的なところも含めて、次回お示ししたいと思っております。

それ以外に、東京都も今、第 3 次子ども読書推進計画を策定しているところでございまして、私は、東京都の委員にも、なっております。その中で、東京都も、子ども読書活動に関しての調査を過年度行っております。また、都立中央図書館も、子どもに関する調査というのを、過年度行っておりますので、なるべく、最新の、データをご提供できるようにしていきたいと思っております。

それから、委員ご指摘のように、教育委員会制度が変わります。今度、教育委員長というのがなくなりまして、新教育長ということで、教育委員会を統括する行政職が設けられます。そういったことに伴って、教育委員会の事務も、首長部局と密接に連携を取りながら展開していくという方向性が、もう法改正になってございますので、その辺についての具体的な影響というのは、今、にわかには、区立図書館にはございませんが、今後、また、首長部局のご意向等によっても、検討スケジュールなどに将来的には影響が出てくる部分もあるかと思えます。

もう一つ、学校図書館法が改正されまして、今まで、司書教諭というのは居たんですが、学校図書館司書という、役割が法律できちんと位置付けられました。これについては義務付けではないので、必ずしも、置くことではありませんが区市町村の教育委員会が必要があれば、置くことができるというような、できる規定のような形になっています。新宿区は区立小中学校の学校図書館に、平成 25 年度から図書館支援員を、常駐的に配置して運用してございます。そのこともございまして、こういった不読率などが改善していったのかなという要素がございまして。

いずれにしても、今度の運営協議会で、まず、この基本方針に盛り込むべき項目を、今までいただいたご議論を踏まえて、事務局案をお示ししますので、ぜひ、それを基に、たたき台をたたいていただいて、もっとこんなことを入れるべきじゃないか、こんな項目をもっときちんと盛り込むべきじゃないかという、項目についての構成案をいただきたいです。それで、3 月には、その下にぶら下がってくる具体的な方針について、また、事務局のほうで素案を示さしていただいて、そこまで固まりましたならば、サービス計画には、要するに、経営資源である「人」「もの」「金」をどういうふうに振り分けていくかという計画になりますので、サービス計画まであと一歩ということでございます。

3 月に、構成案、それから、方針がほぼまとまりまして、来年度、運営協議会委員の改選時期になってございますが、ぜひ、公募の方はまた、ご応募いただいて、引き続き取り組んでいただけるとありがたいです。基本方針がしっかりとできれば、区のマスタープランである次期実行計画にも間に合いますし、また、平成 28 年度からの第 4 次子ども読書活動推進計画にも反映できるというふうに考えてございますので、そんなようなスケジュー

ルを考えてございます。以上でございます。

【 会長 】

もう、きょうは時間も過ぎてしまっておりますので、もし、最後に、どなたか1名だけ、まだご意見あるようであれば、それを最後にしたいと思いますが、いかがでしょうか？よろしいですか？

それでは、きょうの運営協議会はこれでお開きとします。次回は12月の中旬を予定しているということですが、まだ日程は決まっておきませんので、日程決まり次第、お知らせをするということになります。それでは、本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。皆さま、どうもお疲れさまでした。

(了)